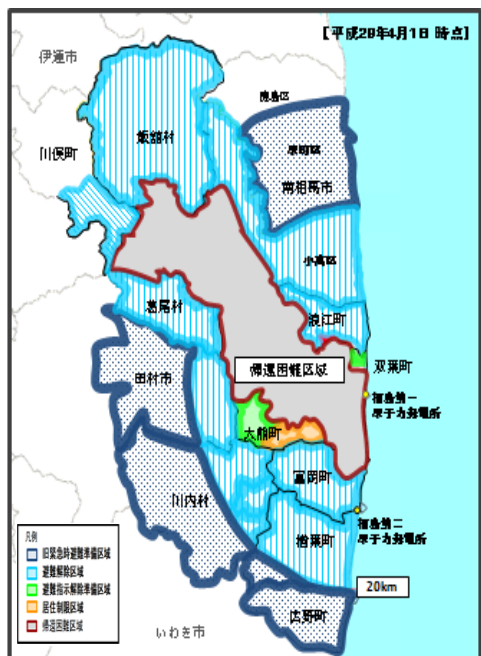


平成29年8月
企画調整課

- 避難地域12市町村への企業立地促進に向けては、これまで福島特措法に基づき、「企業立地促進計画」に定められた要件を満たす進出企業等に『優遇税制』を適用。
(新規事業者:66件の認定 [平成29年7月末日時点])
- 平成29年5月の特措法改正により、「企業立地促進計画」に定める企業立地促進区域に認定特定復興再生拠点区域を追加することが可能となった。
- 今後の福島の復興・再生を加速するため、市町村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の内閣総理大臣認定に合わせ、対象区域を定める「企業立地促進計画」を変更し、認定特定復興再生拠点の再生を支援する。

認定特定復興再生拠点区域での優遇課税の適用

➢ 企業立地促進区域の対象に認定特定復興再生拠点区域を追加、区域内で復興再生推進事業を実施する企業等に優遇税制を適用。



法施行規則 第3条	地域の復興・再生のために戦略的に推進する事業	避難解除区域	避難指示解除 準備区域	居住制限区域	認定特定復興 再生拠点区域
第1号	避難解除区域の住民の安定的な雇用に資する事業	○	△	×	×
第2号	先導的な新産業の創出または、地域資源を活用した事業	○	○	○*	○*
第3号	生活関連サービス業	○	○	○*	○*
第4号	インフラ等復旧事業	○	○	○*	○*

※ 居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域において事業を実施する場合は、

- ① 平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以下であること
 - ② 市町村の意向を踏まえること
 - ③ 住民の帰還に必要な事業であること
- ①～③の全てを満たすことが条件

凡例 ○：原則対象となる
△：地域の復興・再生の状況に応じて対象となる
×：対象とならない

《 計画変更日 》

最初の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定日と同日

※既存事業者については、福島特措法に基づき、知事の確認により、優遇課税を適用 (3018件を確認[平成29年6月末日時点])